

小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正（案）の概要

1 条例を改正する目的

市民の皆さんがルールを守って分別し、ごみ集積所に出した資源物については、市から収集を委託された業者が適正に収集し、再資源化されています。

しかし、近年、市の委託業者以外の者が、ごみ集積所に出された資源物を無断で持ち去る行為が多発しており、市民の皆さんからもこの行為に対しての苦情や不安の声が寄せられています。

市では、職員による早朝パトロール等を実施し、持ち去り行為者に対し、注意や指導をしているところですが、持ち去り行為は発生し続けている状況です。

このような持ち去り行為が続くと、市民の皆さんの行政への信頼や分別意識の低下を招き、ひいては市が目指している循環型社会の形成を阻害することにもなりかねません。

このような状況から、市では、小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例を改正し、資源物の持ち去り行為を禁止するとともに、違反者については氏名公表や罰則を適用できるようにすることにより、さらなる持ち去り行為の防止に努めていきます。

2 改正後の条例の内容

(1) 持ち去り行為の禁止

市による回収のために所定の場所に置かれた資源物を、市や市の委託業者等、市の認める者以外の者が収集・運搬する行為を禁止します。

(2) 禁止命令

市は、違反者に対して禁止命令を行うことができるものとします。

(3) 罰則等

禁止命令に従わない場合、違反者の氏名等の公表や違反者へ罰金を科すことができるものとします。

3 施行予定日

この改正条例の施行は、平成25年4月1日を予定しています。ただし、罰則の適用については、周知期間を設けるため、平成25年7月1日からの施行を予定しています。